

熊本市がめざす政令指定都市は？

(1) 目指す政令指定都市の姿

九州ど真ん中！ 日本一暮らしやすい政令市 くまもと

(2) 重点戦略「5つの誇りと挑戦」

- ①名城を持つ歴史と文化の息づく都市としての誇りと挑戦
- ②日本一の地下水都市・森の都としての誇りと挑戦
- ③食の恵を満喫できる都市としての誇りと挑戦
- ④九州中央の交流拠点都市としての誇りと挑戦
- ⑤誰もが安心して暮らせる政令指定都市としての誇りと挑戦



熊本県から引き継ぐ事務は？

- ①土木・都市計画 ○国・県道の管理(国道3号・57号・208号を除く)
○都市計画の決定
- ②保健・福祉 ○精神保健福祉センター、身体・知的障害者更生相談所の設置
○療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付
- ③教育 ○小・中学校の教職員の任免
- ④その他 ○パスポートの申請受付、交付等

生活に必要なものはほとんど手続き不要

区名が付くと住所は？

住所が変わります。(例)熊本市富合町清藤 → 熊本市南区富合町清藤
住所が変わっても手続き不要なもの…戸籍・住民票、自動車運転免許証、国民健康保険証
パスポート、貯金・預金通帳など

郵便番号、電話番号はそのままです。

富合総合支所 → 南区役所となります。

※区名は、正式には熊本市議会に提案する関係議案の可決によって決定します。

区のみちづくりは？

区役所にまちづくりの拠点として十分機能できるような権限を持たせ、各区の個性や特性を生かした自主的、自立的なまちづくりの推進が図られます。

- ①それぞれの区に住民代表で構成される「区民会議(仮称)」を設置し、区単位のまちづくりへの市民参画を推進。
- ②区ごとにまちづくりの方向性を示した振興ビジョンを策定。
- ③区独自で執行できる区のみちづくり予算(仮称)を確保し、区ごとのアイデアと工夫による個性あるまちづくりを推進。
- ④区役所の区長の権限により、市民からの要望が多い歩道の新設やカーブミラーの設置、道路の補修などを行う。 ※区長は、選挙で選ばれる特別職ではなく、熊本市の一般職員です。

市民参加のまちづくりですよ

区役所と保健福祉センター機能を一本化します。

南保健福祉センター機能は、南区役所に一本化します。

税金は？

政令指定都市になっても税率は変わりませんが、個人市県民税などは区ごとに課税されるため、税額が変わる場合があります。

区役所までの交通手段は？

区役所へのアクセスだけでなく、交通不便地域の解消も視野に入れた区バスを検討。

取り組み状況 現在、路線イメージの設定とバス事業者との協議を進めています。

今後の取り組み 運行路線設定には、地域住民とも協議し、今年の秋までには「運行計画」が決定。

政令指定都市移行までの今後のスケジュール

区役所開設準備、県市間の人事交流、総務省への説明、県議会での決議、県市間事務引継、閣議決定・政令公布がなされ、平成24年4月1日政令指定都市へ移行します。

※区役所・出張所等で取り扱う業務については、わかりやすい文書を配布予定です。